

イギリス近代国家形成過程における 国籍法制の展開 (一) —国籍関係制定法を題材に—

柳 井 健 一

- 一 はじめに
- 二 予備的考察
 - 二一① 本稿の射程
 - 二一② 成立期におけるイギリス国籍制度概観
- 三 国籍関係制定法の展開
 - 三一① スチュアート朝期における国籍関係制定法
(以上本号)
 - 三一② ハノウヴァ朝期における国籍関係制定法
- 四 国籍関係制定法の分析および検討
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

本稿では、一七世紀初頭から一九世紀中期にいたる期間に、イギリスにおいて成立した議会制定法のなかから¹⁾、国籍制度に関して規定しているものを対象とした考察をおこなう。本論考においては、相互に関連する二つの考察がおこなわれることとなる。まず第一は、当該期間に制定された国籍制度

1) 本稿においてイギリスという言葉を用いる場合、一七〇七年のスコットランドとの合同にいたるまでの期間についてはイングランドを、それ以降については連合王国をさしている。なお、イングランド、スコットランドそしてアイルランド等、特定が必要な場合についてはそのように表記する。

に関わる制定法の一覧を作成したうえで、それぞれの制定法がどのような目的をもって制定され、何を規律事項としていたのかについて、時系列的に、逐一検討していくことである。第二に、第一での検討から得られた成果をもとに、当該期間におけるイギリス国籍関係制定法にみられる特徴や傾向について分析することである。

筆者は、これまで憲法学の観点からの歴史研究として、近代イギリスにおける国籍法制の歴史的な展開過程に関わるいくつかの局面についての検討をおこなってきた。本稿も同様の観点からの一連の論考の一環をなすものであるが、ここでいかなる観点から、そしてどのような目的のために当該考察がおこなわれるのかについて、とりわけそれが憲法研究のなかにどのように位置づけられるのかという点を中心として、あらかじめ必要と思われる限度で筆者の立場を示しておきたい。

憲法学の存立の舞台である近代国家ないし国民国家において、国民の地位を法的に決定しているのは、各国の国籍法制である。ところで、国籍制度の理解のしかたについて、かつて次のような指摘がなされたことがある。「国籍 (nationality, nationalité, Staatsangehörigkeit) の正確且つ絶対的な定義を提供することは不可能に近い。蓋し、国籍を構成する要素は実に多種多容であって、種族・言語・宗教の同一性、歴史的伝統・経済的利害・道徳的及び社会的理念の共同等、総て此等は国籍観念と重大なる関連を有するものであるため、国籍観念の充分なる理解の為には此等に関する可なりの智識が要求せられるからである。併し、此等各要素の正確な探究は内国実定法学の使命ではなくして、寧ろ社会学や法哲学の任務に属する。そこで、法律上に於ては一応形式的な理解を以て満足せねばなるまい」²⁾。

ここで引用した文章は、近代国家における国民という概念および当該概念を実定法のレベルで実現する国籍法制というものが、以下のような特質を不

2) 実方正雄『国籍法〔新法学全集〕』（日本評論社、一九三八年）一頁。なお、引用に際しては旧字・旧カナ等は改めた。

可避的に有してきたということを物語っているように思われる。つまり、近代国家における国籍法制には、各国におけるネーション・ビルディングに関わるさまざまな経緯、あるいは当該国家における構成原理なり価値理念などを含む、個別具体的かつ歴史的な存在である政治共同体としての国家の特質というものが色濃く反映されてきたという事実をこの文章は指摘しているのではないだろうか。

このように、国民という概念や国籍制度というものは、各国における近代国家形成の展開の経緯によって刻印を押される結果として、他の概念や制度に比して、著しく各国固有の歴史性を帯びているものと考えられる。つまり、国民という概念あるいは国籍という制度は、憲法学で用いられるその他の諸概念や諸制度に比して、歴史的にも社会的にも、著しく多義的かつ多様であり、それゆえ、当該概念および制度についての理解のためには、他の場合にも増して、対象についての個別的具体かつ歴史的な考察をおこなうことが求められるのではないだろうか。

以上のような理解を踏まえつつ、先に引用した含蓄に富む既述を、筆者なりに、憲法学の観点を踏まえつつ、読み直すことを許されるとするなら、次のように言い換えることができよう。それは、国籍という制度について考える場合、とりわけそれについての形式的な理解を以っては満足できない場合には³⁾、極めて歴史的かつ具体的な価値あるいは理念等を共有しつつ成立してきた国民国家の属性というものを常に考慮しつつ、拙速に近代国家一般に広く妥当するような国籍制度についての考察をおこなうのではなく、あるいはもっぱら抽象的・論理的な観点からの解釈学的理解のみをもとめるのではなく、まずは個別の国家を対象としながら、当該制度についての具体的な内容について考えていかなければならない⁴⁾、と。

概ね以上のような立場から、歴史的な視点にたって国籍について考えてい

3) 筆者は、憲法学の立場から国籍について考える場合には、「形式的な理解を以って満足」することは到底できないと考えている。その立場について詳しくは、参照、拙稿「憲法学における国籍研究の意義・試論」『早大大学院法研論集』第八〇号（一九九七年）。

く場合に、次のようなアプローチをとることが対象の理解のためには有益であると思われる。すなわち、各国の国籍法制が、政治共同体としての国家においていかなる位置づけを与えられ、何を課題として担っていたのか、そしてどのような要因がその形成および展開のありようを規定してきたのかということ、個別の近代国家におけるネーション・ビルディングという歴史的な文脈に即しつつ、具体的に検証していくという作業をおこなうことである。

本稿では、これまでの論考と同様に、概ね以上のような視座からの考察をおこなう。具体的には、冒頭でも述べたように、イギリスにおける近代国家形成過程のかなりの部分と重なり合うと思われる期間に制定された国籍関係制定法の内容を提示し、そのうえで、それらにみられる特徴および当該制定法の成立、運用、改廃といった展開の経緯が、どのような要因によって規定されていたのかについてについて検討する。なお、本論に入る前に、次の二点について明らかにしておくかなければならないと考えられる。第一に、本稿における考察の対象とされる期間を、あらかじめ具体的に画定したうえで、その理由を示しておくこと。そして第二に、当該期間に制定された個別の法律についての具体的な考察をおこなう前提として、イギリスにおける成立期の国籍法制のありようを、必要な範囲で紹介しておくこと⁵⁾。まずは、これら

4) ここで、具体的な内容とは、第一にそもそもある個人が特定の国家に所属するということがいかなる実体と対応し、そのことがいかなる体裁をもって法的に表象されるのかという問題（例えば、成立期イギリス国籍法についていえば、前者は国王に対する自然法に基づく服従義務を負い、その反射的利益として国王の保護を受けるということが、法的にイングランドという国家に所属することの中身であり、それが忠誠という概念により表象され、この忠誠義務を負う者が国王の臣民とされた）、そして第二にそのように国家に所属する結果として当該個人にその国家との関係においていかなる具体的な権利・義務関係がもたらされるかという二つの問題を想定している。この二つの問題については、一般的に解答することは不可能であり、各国における個別具体的な事例を検討すれば、千差万別の解答が可能となるとと思われる。

5) イギリスにおける近代国籍法制成立の経緯については、以前別稿において検討したことがある。本稿での紹介は、それらの考察を必要な範囲で要約したものである。詳しくは、拙稿、「コモン・ローにおける国籍概念の確立（一）（二・完）」『早大大学院法研論集』第七二号、第七三号（一九九五年）、および「成立期イギリス国籍法における『帰化』制度についての憲法史的考察」『早大大学院法研論集』第八二号（一九九七年）、を参照されたい。

二つの問題を、本論に先立ち論じておくこととしたい。

二 予備的考察

二一① 本稿の射程

本稿では、一六〇八年を始期とし、一八四三年を終期とする期間に制定された、国籍制度に関係する法律の展開について検討する。その結果として、具体的な考察の対象としては、第一番目に取り扱う制定法が一六〇九年に制定されたものとなり、最後に取り扱うものが一八四〇年に制定された法律となった。当該期間を考察の対象として画定した理由は、以下の通りである。

まず始期についてであるが、これは次のような極めて明快な理由から画定した。それは、イギリスにおいて国籍制度が初めて体系的に明確化される契機となった「カルヴィン事件」⁶⁾判決が下されたのが一六〇八年であったという理由からである。本事件の意義等については次節で簡単に紹介するとおりであるが、本判決こそがイギリスにおける近代的な国籍法制の起点となっているのであって、それゆえに本考察に際しても、この年をそのように扱うことが適切であるということである。

次に終期として一八四三年を選んだ理由は、一八四四年に「外国人に関する諸法律を改正する法律」⁷⁾が制定されているという事実である。この点について敷衍すれば、ここから二つの理由を提示することができる。まず第一点目は、技術的ないし便宜的な理由である。それは、この法律が制定されるに際しては、それに先立って当該立法事項に関わる調査および提言等をおこなうための委員会が設けられている。この委員会は、帰化を含む国籍制度、外

6) *Calvin's Case*, 7 Coke's Report.1a; 7 English Report.37 (Exchequer-Chamber, 1608); 2 Howell's State Trials. 559.

7) 7 & 8 Vict, c.66.(1844)

国人法制に関わる調査をおこなったうえで報告書を提出しており⁸⁾、当該報告書中では、従前の国籍法制についての実態調査および一定の評価等がなされている。従って、このように当時の国籍法制について総括をおこなっている報告書が提出され、それを踏まえた立法がおこなわれていた時点の直前までを考察の対象とすることが、考察の手順上便宜と考えられるというのが第一の理由である。第二は、この国の国籍法制についての史的考察に関わる、より実体的な理由である。一八四四年法においては、「帰化」制度の改革が主たる対象とされている一方⁹⁾、国籍法制に関わる重要な問題において、制度の改革ないしは同法制定の後におこなわれる改革の発端となるようないくつかの注目すべき動きがみられる。これらの点に着目した場合に、一八四四年法はイギリスにおける近代国籍法制のありようが変容をみせるきっかけとなっているよう筆者には見受けられる。そのような意味で、この法律の制定のうちに、イギリスにおける国籍法制の近代的完成の萌芽を見ることができるとは思えないかと考えられる¹⁰⁾。

本稿では、以上述べた二つの理由から、考察の対象として一六〇八年を始期とし、一八四三年を終期として画定した¹¹⁾。

8) *Report from the Select Committee on the Laws Affecting Aliens ; together with the Minutes of Evidence, and Index*(H.C.307,1843). なお、本報告書の参照に際しては、国立国会図書館法令議会資料室所属のマイクロフィルムを利用した。

9) 筆者は、この間イギリス国籍法制における帰化(naturalization)および国籍付与(endenization)、双方を包含する概念として「帰化」という用語を使用している。なお、両概念については次節で簡単な説明をおこなう。

10) なお、一八四四年外国人法および同法制定の基礎となった前記報告書については、両者の内容および同法のイギリス国籍法史における位置づけ等について、検討をおこなうための別稿を予定している。ここで一八四四年法に対して何らの論証も無しにおこなっている暫定的な評価についても、そこで詳しく論じたいと考えている。また先に、終期の説明の第一の部分で、考察の手順上便宜であると述べたのも、同様の理由からである。

11) イギリスにおける法制度の歴史的展開過程について考察をおこなおうとする場合、制定法のみをその対象とすることは不十分であって、同様な観点からの判例の検証をおこなわなければならないものと考えられる。考察の対象が時期的に限定されたものであるが、そのような一つの試みとして、拙稿「イギリス近代国家形成期における『帰化』制度—ラムセイ事件を題材として—」『山口経済学雑誌』第四七巻二号(一九九九年)がある。

二一② 成立期におけるイギリス国籍制度についての概観

イギリスにおいて、近代的な国籍制度の内容を初めて体系的に明らかにしたのが、一六〇八年のカルヴィン事件判決であったことは先にも述べたとおりである。イギリスにおいては、中世以来「国に属する」という概念は、「国王の臣民 (king's subject)」という言葉により表されてきたようであるが、同判決によれば、臣民であることとは、国王に対して「忠誠」の義務を負うことであり、「忠誠とは、臣民による君主に対する真実にして忠実な服従である。この忠誠と服従は、すべての臣民が断ち切ることのできないものであり、臣民は出生すると同時に生来の権利としてその君主に対して忠誠と服従の義務を負う」¹²⁾ものであるという。そしてこのような忠誠義務は、出生による場合と、出生によらない事後的な取得との二つの場合にもたらされる。前者、すなわち出生における国籍の取得という局面については国王のliegeance (この言葉には、領土および忠誠という二つの意味がある) における出生であり¹³⁾、伝来による国籍の取得という局面については、①議会による場合、②開封勅許状による場合、③征服による場合の三類型が存在するとされる¹⁴⁾。後者については、その具体的内容についての説明が判決中には見られない。だが、カルヴィン事件判決に裁判官として参加し、同時に当該事件の報告者でもあるエドワード・クックの説明によれば、①の議会制定法によるものは帰化 (naturalization) と呼ばれ、出生による臣民とまったく同一の法的地位・諸権利を獲得するのに対して、②の国王の開封勅許状によるものは国籍付与 (denization) と呼ばれ、不動産の相続、政治的権利の享有および手続に際しての条件の三点について、①の帰化よりも不利な地位に置かれ、その意味で

12) 77Eng.Rep., at.382; 2State Trials, at.613-614.また、詳しくは、前掲註5)の拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立 (一)」二〇七~二〇九頁。

13) 77Eng.Rep., at.399; 2State Trails, at.639-640.なお、詳しくは同上の拙稿、二一二頁。

14) 77Eng.Rep., at.383-384; 2State Trials, at.616.詳しくは、前掲註5)の拙稿、「成立期イギリス国籍法における『帰化』制度についての憲法史的考察」二二九~二三六頁。

「臣民と外国人との中間的存在」にあるとされる¹⁵⁾。なお、③の場合については、同国の現実の歴史のなかで、実際にはほとんど機能する機会が無かったという理由から、ここでは取りあげない¹⁶⁾。

以上要約すれば、一六〇八年の時点におけるコモン・ローのもとで、国籍制度は忠誠という概念に基づいて構成されていた。そして、出生による国籍の取得については、出生地主義が採られていた。他方、伝来による国籍の取得としては議会制定法による帰化と、国王の開封勅許状による国籍取得の二類型が存在しており、前者が後者に比して有利な法的結果、すなわち出生による臣民と同一の法的地位をもたらしていた。

ここでは、以上のような説明を、これからおこなわれる考察に際して必要となる前提的な知識として確認しておきたい。

15) 以上については、see, E.Coke, *The First Part of the Institute of the Laws of England ; or a Commentary upon Littleton*, ed by F.Hargrave & C.Butler, (London 1817), sect.198-129a, E.Coke, *The Forth Part of the Institutes of Laws of England ; Concerning the Jurisdiction of Courts*, (1817 London) Cap.1 [47].

16) 詳しくは、前掲註5)の拙稿、「成立期イギリス国籍法における『帰化』制度についての憲法史的考察」二三四～二三六頁を参照。

【本稿における制定法一覧の作成および参照の方法について】

本稿において検討する国籍制度に関する制定法については、以下の書物ないしは同所掲の制定法一覧 (Table of Statutes) をもとに、引用されている制定法をすべてリストアップした後、後掲の法令集において内容を確認し、その上で取捨選択をおこなった。制定法のリストアップに利用した書物は以下の通りである。

- ① F.Pigott, *Nationality including Naturalization and English Law on the High Seas and beyond the Realm, part.I, Nationality* (London, 1907).
- ② W.A.Shaw, ed., *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland, 1603-1700; The Publications of Huguenot Society of London., Vol.XVIII* (originally printed in 1911, reprint Nendeln / Lichtenstein, 1969).
- ③ W.A.Shaw, ed., *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland, 1701-1800; The Publications of Huguenot Society of London, Vol.XXVII* (Manchester, 1923).
- ④ J.Mervin Jones, *British Nationality Law and Practice* (Oxford, 1947).
- ⑤ C.Parry, *Nationality and Citizenship Laws of the Commonwealth and of The Republic of Ireland, Vol.I* (London, 1957).
- ⑥ J.H.Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* (North Carolina, 1978).
- ⑦ A.Dummett & A.Nichol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others; Nationality and Immigration Law* (London, 1990).

制定法の参照に際しては、第一次的に以下のものを利用した。

- I. D.Pickering. ed., *The Statutes at Large, from Magna Charta....46 Vols.*
および、Iの継続法令集である、
- II. G.K.Ricards, ed., *The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland; Continues, with volume numbering 47-109 on The Statutes at Large from Magna Charta...by D.Pickering.*

さらに、併せて以下のものについても、参照した。

- III. T.E. Tomlins & J.Raithby, ed., *The statutes at large, of England and of Great Britain: from Magna Carta to the Union of the kingdoms of Great Britain and Ireland .10.Vols.*
および、IIIの継続法令集である、
- IV. J.Raithby, et al., ed., *The statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland: with notes, references, and an index.26.Vols.*

その上で、本文中でも述べる通り、一部の制定法については、上記 I・II ないし III・IV, の法令集中には表題が掲げられているのみで、条文の記載がないという事例、あるいは記載が不完全であるという事例が存在したので、それに際しては、

- V. *The statutes of the realm: printed by command of his majesty King George The Third.11.Vols.*

V. を参照することで、当該脱漏を補った。その場合には、該当箇所の註においてその旨を明記してある。

なお、制定法の表題ないしはその記述方法 (例えば表題中のイタリック、大文字・小文字の別、等) については、I および II に従った。

三 国籍関係制定法の展開

ここでは、本稿において考察の対象とする期間に制定された法律について、各々の法律番号、制定年、表題および表題の原文について掲げ、そのうえで法律の内容および制定の経緯等について必要な限度での紹介をおこなう¹⁷⁾。なお、以後の考察からも明らかになるとおり、スチュアート朝からハノウヴァ朝への王朝の交代が、国籍関係制定法に対して少なからぬ規定要因となっていたことに鑑み、スチュアート朝期およびハノウヴァ朝期を一応の時期区分として採用した。

三一① スチュアート朝期における国籍関係制定法

[1] 7 Jac. I, c.2. (1609)

帰化する者、もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、まず聖餐式を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓をおこなうべきことを定める法律

An act that all such as are to be naturalized, or restored in blood, shall first receive the sacrament of the Lord's supper, and the oath of allegiance and the oath of supremacy.

本法制定の理由として、冒頭には、「異邦人を帰化させること、および被私権剥奪者の私権を回復することは、これまで単なる恩恵と恩寵の問題であると考えられてきたが、これらはこの王国における現在の国教以外の何ものによっても授けられることが適切ではない」という理由が掲げられている。

本法においては、十八歳以上で、帰化する者、もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、当該目的のための法案が提出される一ヶ月前までに聖

17) なお、本号末尾に本稿において検討の対象とする制定法の一覧表を掲載してある。

餐式を受けなければならず、さらに自己に関する法案が第二読会にかけられる以前に、議院において、国王至上および忠誠の宣誓をおこなわなければならない旨が規定されている。また、当該手続が、貴族院において開始される場合には大法官もしくは国璽尚書が、庶民院において開始される場合には議長が、各々議会の会期中にこれをおこなう権限を有するものとされている。

帰化に際してこのような要件が課されたことの実際上の効果については、「この方針の目的は、カソリックを排除することにあつたが、現実にはユダヤ教の信者およびその他の非キリスト教徒に対する差別待遇にもなつた」¹⁸⁾、との評価がなされている。

[2] 15 Car. II, c.15. (1663)

亜麻布およびタペストリー製造を奨励するための法律

An act for encouraging the manufactures of making linen cloth and tapistry.

本法の制定理由として冒頭に掲げられているのは、以下のような事実である。すなわち、「莫大な量の亜麻布(Linen Cloth)および、その他アサ(Hemp)や亜麻(Flax)、つづれ織り(Tapistry-Hangings)製品が日々、外国の各地からこの王国に輸入されており、そこから多大な損失と経済的疲弊が生じ、それによりこの王国の富と当座の貯蓄は、日々多いに枯渇し減少しており、またそれにより貧民が失業しているが、一方でこの地ではそのような織物の原料は豊富であるとともに、それら輸入織物の産地よりも良質で安価である」。それゆえ、これら織物業の振興が国にとっての重大な経済的利益となるというのが本法制定の要因であり、直接的には当該産業の振興が本法制定の目的である。

18) J.H.Kettner, *The Development of American Citizenship 1608-1870*, (North Carolina, 1978) p.67.

本法は、このような立法目的を達成するため、国籍に関して以下のような規定を設けている。すなわち、三年間の間、実際にかつ善意で、これらの織物業の貿易および製造を開始し従事した外国人については、その後当該外国人の居住地に近隣する二名の治安判事の面前において、忠誠および国王至上の宣誓をおこなうことで、王国の出生による臣民が有するあらゆる権利の享受が認められる旨が規定されている。

[3] 29 Car. II, c. 6. (1676)

先の騒乱の期間中、外国において出生した陛下のイングランド臣民の子を、
帰化させるための法律

An act for the naturalizing of children of his Majesty's English subjects, born in foreign countries during the late troubles¹⁹⁾.

本法の冒頭においては、内乱および共和政の期間に、多くの人々が国外に居住することを余儀なくされたこと、そしてそれらの出来事を証明することが困難となったこと等がその制定の背景として述べられている。そこで本法は、特定の諸個人の氏名を掲げるとともに、一六四一年六月十四日から一六六〇年一年三月二十四日の期間に、国王の領土外で出生した者で、その父親および母親が出生による臣民である者については、七年の期間内に、 sacrament の受領、忠誠および国王至上の宣誓等の手続を経ることを条件として課したうえで、帰化を認めることを規定している。

[4] 9 & 10 Will. III, c. 20. (1698)

将校、兵士およびその他の者で、本王国の出生による臣民である者の子で、

19) 本法の内容については、Pickering's *Statutes at Large*, Vol. 8, p. 412. における記載は省略により不完全であり、Tomlins & Raithby's *Statutes at Large*, Vol. 3, p. 221. には表題が置かれているのみであったため、*The statutes of the realm : printed by command of his majesty King George The Third*. Vol. 5, p. 847. を参照した。

戦争中に国外において出生し、その両親が本政府の公務に服していた者を帰化させる法律²⁰⁾

An act to naturalize the children of such officers and soldiers, and others the natural born subjects of this realm, who have been born abroad during the war, the parents of such children having been in the service of this government.

本法については、その内容が前記の29 Car. II, c.6. [前出 [3]] に極めて類似するものであるとの指摘がある²¹⁾。すなわち、フランスとの戦争のために、数多くの臣民が国王に帯同し、国外において子を設けたことが本法制定の理由となっている。本法は、条文中に名前を挙げられている諸個人、および一六八八年二月十三日ないし当該対仏戦争の開始から、一六九八年二月二十五日の期間に、出生による臣民である父親および母親で、実際に国王もしくは女王のもとに服務していた者を両親として、国外において出生した者を帰化させるための法律である。なお、当該帰化のためには、十四歳となつてから五年の期間内に、 sacrament および宣誓等の手続をおこなうべきことが規定されている。

[5] 11 & 12 Will. III, c.6. (1700)

陛下の出生による臣民について、その父もしくは母が外国人であることに関わりなく、直系でも傍系でも、その被相続人の遺産を、相続することを可能とする法律

20) 本法の内容については、Pickering's *Statutes at Large*, Vol.10.p.142. およびTomlins & Raithby's *Statutes at Large*, Vol.3.p.479.いずれにもそれぞれ表題が置かれているのみで、条文の記載が無いため、*The statutes of the realm : printed by command of his majesty King George The Third*. Vol.7.pp.380-381. を参照した。

21) W.Shaw, (ed), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland 1603-1700 ; Publications of Huguenot Society of London, Vol.XVII*, (originally printed in 1911, reprint, Nendeln/Liechtenstein)p. x.

An Act to enable his Majesty's natural-born subjects to inherit the estate of their ancestors, either lineal or collateral, notwithstanding their father or mother were aliens.

本法は、「国王の領土内で出生した多くの人びとが、その父親もしくは母親、あるいはその他の被相続人（当該人物により相続人がその無遺言相続をなすべき者）が外国人であったこと、また国王の領土内で出生しなかったことを理由として、その被相続人から無遺言相続によって、法定相続をしてその権原を得ることができない」でいることに鑑み、そのような事態を救済することを目的として制定されたものである。従って、本法の制定以後にあっては、父親および母親、父親もしくは母親、あるいはその他の被相続人が外国人であっても、直系であっても傍系であっても、国王の臣民は法定相続人として、その遺産を相続することができる旨が規定されている。

[6] 12 & 13 Will. III, c. 2. (1700)

王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律

An act for the further limitation of the crown, and better securing the rights and liberties of the subject.

本法は、一般に王位継承法として広く知られているものである。本法については、「王位継承に関する権利章典の規定を補充することを主たる目的として制定されたものであるが、それと並んで、その〔三〕にいくつかの憲法上の規定……をもっており、その点でも、権利章典を補充している」²²⁾との指摘があるが、憲法上の規定を持っている当該部分は、国籍に関する規定も含んでいる。そこでは、国籍制度に関わるものとして、以下のような規定を設けている。「前記の〔王位継承法の〕限定がその効力を生じた後は、イングラン

22) 高木・末延・宮沢編『人権宣言集』（岩波文庫、一九五七年）九〇～九一頁。

ド、スコットランド、アイルランドの諸王国、またはそれに属する諸属領以外で出生した者は、(たとえ帰化し、または国籍付与をうけていても)枢密顧問官、両院議員、または文官たると武官たるとを問わず責任ある官職もしくは地位につき得ず、また、彼自身または彼の受託者が、国王から土地、保有産、相続産の権利賦与を受けることはできない。ただし、イギリス人を両親として出生した者は、このかぎりではない²³⁾。

本法制定以前のイギリス国籍法制のもとでは、外国人は帰化 (naturalization) をおこなうことにより、出生による臣民と全く同様の権利の享有が可能であるという点が一つの重要な原則となっていた²⁴⁾。このような原則を修正して、本法がこのような規定を設けるにいたったのは、恐らく以下のような理由からであろう。すなわち、名誉革命によって一国の君主を外国から招聘するという特殊な歴史的な文脈のなかで、その君主に従ってイギリスに到来する外国人が、国王の影響のもとで国政において中枢的役割を果たしたり、あるいは国王からの財産の付与によって過度の財貨を蓄積することなどへの危惧から当該規定が定められたものと思われる²⁵⁾。

ともかく、帰化による臣民に対して既述のように権利の享有を制限する本法の制定は、イギリス国籍法史における一つの重大な転機であったということが出来る²⁶⁾。

23) 当該箇所の訳出については、同上所収の「王位継承法」田中英夫訳に従った。

24) この点については、前掲註5)の拙稿、「成立期イギリス国籍法における『帰化』制度についての憲法史的考察」『早大大学院法研論集』第八十二号(一九九七年)二三二～二三四頁参照。

25) J.Mervin Jones, *British Nationality and Practice*(1947, Oxford)p.77.は、この条項の目的は、「この国の政府や立法府において外国人である有力者たちが優勢となることを阻止することであった」と指摘している。また、同様の見解を示しているものとして、see C.Parry, *Nationality and Citizenship Laws of The Commonwealth and of The Republic of Ireland* (London, 1957) pp.58-59.

26) なお、念のために付言すれば、このような歴史的実例は、出生によらない国籍の取得は出生によるそれに比べて、国民の法的地位として劣後するものであるということを一般的に示すものでは決してない。この実例は、本文中にも述べたような極めて特殊な歴史的な文脈のなかで、非常に具体的な目的のためにアド・ホックに導入されたものに過ぎないからである。

[7] 3 & 4 Anne, c.7. (1704)

近時スコットランド国会において制定されたいくつかの制定法によって生じ得る明白な危険から、イングランド王国を効果的に防御するための法律

An act for the effectual securing the kingdom of England from the apparent dangers that may arise from several acts lately passed in the parliament of Scotland.

本法冒頭では、「イングランドおよびスコットランド両王国の間のより緊密でより完全な合同がなされなかったならばこの二つの王国にただちに生じるであろういくつかの不都合を防止する」ことが制定の目的であると述べられている。ただし、本法制定のより本質的な目的は、両王国の合同にあることはいうまでもない。

この点に関わる歴史的背景について、最低限度必要な説明をおこなうとすれば以下の通りである。アン女王が子を設けないままに死去した場合のイングランド王位の継承については、王位継承法〔前出〔6〕〕の制定によって解決された。一方、スコットランドの王位の継承については、当該事項について規定する制定法を、スコットランド国会は未だ制定していなかった。したがって、スコットランド国会の出方次第では、イングランドの王位とスコットランドの王位とに、それぞれ別々の人物が就くことともなりかねない状況にあり、その場合には、結果として同君連合に終止符が打たれるという可能性さえ生じた。このような状況のもとで、イングランドとスコットランドの法的な関係をどのような形で解決するかという問題について両国の国会の間で熾烈な「闘争」がおこなわれることとなった²⁷⁾。本法は、そのような事態に対するイングランド国会の対応の一つとして制定されたものであり、そのな

27) A.V.Dicey & R.S.Rait, *Thoughts on The Union Between England & Scotland* (London, 1920) p.160ff. は、この間の経緯を「スコットランド議会とイングランド議会の間の闘争(war)」とのタイトルのもとで検討している。

かで国籍制度に関わる事項を取り上げている²⁸⁾。

冒頭で述べられた目的を達成するための手段の一つとして、本法は以下のように規定をしている。それによれば、一七〇五年一二月二十五日を始期とし、アン女王が子を設けないままに死去した場合に、王位継承法においてイングランド王位の継承を定められた者〔すなわちハノーヴァー選帝候ソフィアないしその自然血族たる直系卑属〕に対してスコットランド王位 (Crown of Scotland) を継承させる法律をスコットランド国会が制定する時を終期として、すべての出生によるスコットランド人は、ごく限られた例外を除いて、イングランド女王の忠誠の外において出生した外国人として取扱われる²⁹⁾。なお、本法のうち国籍に関して規定された部分は、翌年の法律によって直ちに廃止されている³⁰⁾。

このような、イングランドおよびスコットランド両王国の合同をめぐる政治的な「闘争」のなかで、国籍制度がそのための駆け引きの材料として利用されているという事実は、カルヴィン事件が、チューダー朝の断絶にともなって生じたスコットランド国王ジェームズのイングランド王位の継承による同君連合をきっかけとし、両王国の法的関係をめぐる国王とイングランド国会の政治的な駆け引きの中でおこなわれた仮装訴訟であったという経緯を想起させる³¹⁾。そして、この点を併せ考えるとイングランドとスコットランドとの関係という文脈のもとでのイギリスにおけるネーション・ビルディングが、同国の国籍法制の形成に少なからぬ役割を果たしていたという評価もできるように思われる。

28) 同法については、*ibid.*, pp.171-173.が比較的詳細に検討している。

29) 本法の内容についての説明に際しては、*ibid.*, pp.170-171.を参考にした。

30) 4 & 5 Anne,c.3.

31) カルヴィン事件の史的背景については、前掲註5)の拙稿、「コモン・ローにおける国籍概念の確立 (一)」二〇四～二〇六頁を参照。

[8 — 1] 4 Anne, c.1. (1705)

ハノウヴァ選帝侯兼公爵未亡人である至尊なるソフィア王女殿下およびその自然血族たる直系卑属を帰化させるための法律案を今会期の国会に提出するための法律

An act for exhibiting a bill in this present parliament for naturalizing the most excellent princess Sophia, electress and dutchess dowager of Hanover, and the issue of her body.

本法は、その表題が示すとおり、ハノウヴァ選帝侯兼公爵未亡人ソフィアおよびその自然血族たる直系卑属についての帰化手続に関わる法律である。本法によれば、当該帰化の対象となる者たちが、国外に在り、7 Jac. I, c.2. [前出 [1]] が定める帰化のための手続をおこなうことができないため、当該手続を経ることなしに、帰化法案を今会期の国会に提出する旨を規定している。

なお、本法律は、次の法律 [後出 [8-2]] とセットで、標記の者についての帰化をおこなうものである。ここでは、標記の者については、帰化をおこなうに際して一般的に課せられている要件を満たすことができないことに鑑み、それにも関わらず帰化を可能とするように、まず当該要件を免除するための法律、すなわち本法律が制定され、その後に帰化法案 [後出 [8-2]] が提出されるという方法がとられているわけである。なお、これと類似の方法は、後に述べるように、王位継承法 [前出 [6]] において出生によらない臣民に対して一般的に課されていた一定の権利享有の制限、およびそれを確認するために制定された1 Geo. I .Stat.2, c.4. [後出 [13]] による制限を、特定の王室関係者が帰化をおこなう場合に回避する目的でも利用されることとなった。

[8 — 2] 4 Anne, c.4. (1705)

ハノウヴァ選帝侯兼公爵未亡人である至尊なるソフィア王女殿下およびその

自然血族たる直系卑属を帰化させるための法律

An act for the naturalization of the most excellent princess Sophia, electress and dutchess dowager of Hanover, and the Issue of her body.

先に検討した王位継承法〔前出〔6〕〕が制定された目的の一つは、「ジェイムズ一世の孫娘になる・ハノウヴァ選帝侯兼侯爵の未亡人の・ソフィアの子孫に王位を伝えることにして、王位が新教徒の手に留まるようにした」³²⁾ことであった。本帰化法の対象者であるソフィアとは、そこにおいて将来の国王候補として指名された人物であり、後の国王ジョージ一世の母親である³³⁾。本法は、アン女王の「存命中に、かれら〔ソフィアおよびその自然血族たる直系卑属〕が帰化し、イングランドの出生による臣民と思惟され、解され、評価されることは正しくかつ極めて理に適ったことである」ということをその制定の理由として冒頭に掲げている。

本法により、ソフィアおよびその自然血族たる直系卑属は、「あらゆる意図およびどのような目的についても、本王国の出生による臣民と思惟され、解され、評価される」。ただし、本法によって帰化する者が、旧教徒となった場合には、出生による臣民に対して認められたすべての権利や利益の享有が否定され、外国人と見なされ、取扱われる旨が併せて規定されている。

このように、ここでの二つの法律は、王位の継承者が予定されている者について帰化をおこなうために制定されたものである。つまりこれらは、イギリス国籍法においては、一般王族に限らず王位継承が予定される者であったとしても、帰化をおこなわなければならないと考えられていたという事実を示すものである。

32) 高木他編, 前掲註22), 九〇頁。

33) この点について、本法の冒頭でも当該経緯についての簡単な指摘がなされている。

[9] 6 Anne, c. 37. (1707)

アメリカへの貿易を奨励するための法律

An act for the encouragement of the trade to America.

本法が制定の目的として掲げているのは、グレートブリテンとアメリカの数カ所の地との間の貿易の奨励、陛下の船舶および私戦艦 (private ship of war) の促進、アメリカにおける陛下の敵の富および力の削減、およびこれらの目的のための船舶および船員の増加等である。

この目的に関連して、本法第二十条は、外国人である海員および船員がグレートブリテン王国に所属する諸船舶へと乗務することを奨励するため、一七〇八年四月二十五日以降に、陛下の戦艦ないし陛下の臣民の所有する私略船、商船もしくは貿易船等に、二年間、誠実に乗り組んだ外国人海員および船員については、諸権利の享有等を含めて、あらゆる目的についてグレートブリテンの出生による臣民とみなされうる旨を規定している。

[10] 7 Anne, c. 5. (1708)

外国人である新教徒を帰化させるための法律

An act for naturalizing foreign protestants.

本法は、その制定の目的に関連して以下のような記述を前文中に置いている。「人口の増加は、国富および国力を増進する手段であるがゆえに、また本王国の幸福な統治の機構への正当な尊敬から、新教徒もしくは宗教改革派の外国人が、本王国の出生による臣民が享受する利益や権利の共有者になることができるのであれば、彼ら自身およびその財産とともに本王国への移住を望むものと思われるがゆえに、本法を制定する」。

立法目的に関しては、ここで述べられている一般的な制定理由の背後に、「無論その目的は、ユグノー難民の流入に対して寛大な規定を設けることであった」という真の目的が存在していたとの指摘もある³⁴⁾。

本法は、以下のように規定することにより、帰化に際しての手續を、従来のそれに比して簡便化している。すなわち、帰化の申請者は、所定の公開の法廷において忠誠および国王至上の宣誓をおこない、署名をし、カソリックの教義である全質変化を否認するとともに、それに先立つ三ヶ月のうちに王国内のプロテスタントもしくは宗教改革派の sacrament を受けたことを証明しなければならない。これら申請者の名前は法廷記録に登録され、爾後出生による臣民とみなされるものとされる。またそのための費用は一シリングとされている³⁴⁾。

さらに、本法第三条は、「女王陛下、その法定相続人および後継者の Ligeance の外において出生したすべての出生による臣民の子は、すべての目的、解釈、およびいかなる効果においても、本王国の出生による臣民と思惟され、判断され、解されるものとする」との規定が置かれている。この部分に関しては、その解釈をめぐる疑義について、後に 4 Geo. II, c. 21. [後出 [15]] による説明がなされることとなる。また、本法は 10 Anne, c. 5. [後出 [12]] により廃止されることとなるが、この部分の規定については廃止の対象とされなかったことは、後述の通りである。

最後に、アイルランドにおいても同様の手續を踏むことにより、同国における臣民となることが可能であることが規定されている。

[11] 9 Anne, c. 21. (1710)

欠損金を補い、国債を弁済するため、および南海への貿易を經營する会社を創設するため、および漁業を振興するため、およびスペイン臣民との間の未加工鉄の取引の自由のため、そして船員の登録のための諸法律を廃止する法律 *An act for making good deficiencies, and satisfying the public debts; and for erecting a corporation, to carry on a trade to the South Seas; and for*

34) W. Shaw, *op. cit.*, n. 21), p. xi.

35) 以上の説明については J. H. Kettner, *op. cit.*, n. 18), p. 70 を一部参考にした。

the encouragement of the fishery; and for liberty to trade in unwrought iron with the subjects of Spain; and to repeal the acts for registering of seamen.

本法の第五十三条は、本法の規定の対象となる貿易に関係する船舶等、もしくは本法の規定の対象となる会社等によって発見された、もしくはその所有に係る土地や城砦、町等において出生した者は、陛下、その法定相続人および継承者の忠誠の内に出生したものとされ、それゆえ出生による臣民として取扱われる旨の規定を設けている。

[12] 10 Anne, c. 5. (1711)

外国人である新教徒を帰化させるための法律との表題を付された、女王治世第七年の法律を（女王陛下の出生による臣民の子で、女王陛下の忠誠の外において出生した者に関する部分を除いて）廃止する法律

An act to repeal the act of the seventh year of her Majesty's reign, intituled, An act for naturalizing foreign protestants (except what relates to the children of her Majesty's natural-born subjects born out of her Majesty's allegiance.)

本法は、その表題が示すとおり、「外国人である新教徒を帰化させるための法律」〔前出 [10]〕を、領土外において出生した出生による臣民の子に臣民の地位を認める規定を除いて、廃止するための法律である。前文中には、本法制定の理由として、前記法律により、様々な害悪や不都合が惹起したこと、具体的には、同法に対する出生による臣民の反対、同法の制定による貿易および国富の損失などが挙げられている³⁶⁾。本法の制定により、当該法律は領土外において出生した出生による臣民の子に係る規定を除いてすべて廃止され

36) なお、*Ibid.*, pp. 71-72, は、ドイツからの戦争難民の流入をより直接的な原因として指摘している。

る。但し、前記法に従ってなされた、一七一一年二月四日以前の帰化については有効であるとされている。

【別表】本稿において考察の対象とされる制定法の一覧表

以下の一覧表においては、本文中での考察に対応して、通し番号、法律の制定年、法律番号、表題、そして参照した法令集の所収箇所が記されている。なお、参照した法令集については、上段に

I. D.Pickering. ed. *The Statutes at Large, from Magna Charta...*46 Vols.

および、I. の継続法令集である、

II. G.K.Ricards,ed, *The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* ;Continues, with volume numbering 47-109 on *The Statutes at Large from Magna Charta...*by D.Pickering.

における所収巻数および頁数を記した。また、下段に、

III. T.E. Tomlins & J.Raithby, ed., *The statutes at large, of England and of Great-Britain : from Magna Carta to the Union of the kingdoms of Great Britain and Ireland* .10.Vols.

および、III. の継続法令集である、

IV. J.Raithby,et al.,ed., *The statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland : with notes, references, and an index.*26.Vols.

における所収巻数および頁数が記されている。なお、I. およびII. については、通例に従い一括してPickeringと略記し、III. については、Tomlinsと、そして、IV. については、Raithbyとそれぞれ略記した。なお、I・IIとIII・IVについて、記載事項の食違いが存在したので、その場合にはI・IIの記載を優先し、() 書きでIII・IVの記載事項を記しておいた。

通し番号	制定年	法律番号	表題	参照法令集
[1]	1609	7 Jac.I,c.2.	帰化する者、もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、まず聖餐式を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓をおこなうべきことを定める法律	Pickering.Vol.7. p.218. ----- Tomlins.Vol.2. pp.681-682.
[2]	1663	15 Car.II,c.15.	亜麻布およびタペストリー製造を奨励するための法律	Pickering.Vol.8. pp.177-178. ----- Tomlins.Vol.3. pp.106-107.
[3]	1676	29 Car.II,c.6.	先の騒乱の期間中、外国において出生した陛下のイングランド臣民の子を、帰化させるための法律	Pickering.Vol.8. p.412. ----- Tomlins.Vol.3. p.221.
[4]	1698	9 & 10 Will.III,c.20.	将校、兵士およびその他の者で、本王国の出生による臣民である者の子で、戦争中に国外において出生し、その両親が本政府の公務に服していた者を帰化させる法律	Pickering.Vol.10. p.142. ----- Tomlins.Vol.3. p.479.
[5]	1700	11 & 12 Will.III,c.6.	陛下の出生による臣民について、その父もしくは母が外国人であることに関わりなく、直系でも傍系でも、その被相続人の遺産を、相続することを可能とする法律	Pickering.Vol.10. p.319. ----- Tomlins.Vol.3. p.557.

[6]	1700	12 & 13 Will.III,c.2.	王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律	Pickering.Vol.10. pp.357-360. ----- Tomlins.Vol.3. pp.574-576.
[7]	1704	3 & 4 Anne,c.7.	近時スコットランド国会において制定されたいくつかの制定法によって生じ得る明白な危険から、イングランド王国を効果的に防御するための法律	Pickering.Vol.11. pp.98-102. ----- Tomlins.Vol.3. pp.672-673.
[8-1]	1705	4 Anne,c.1. (4 & 5 Anne,c.1.)	ハノウヴァ選帝侯兼公爵未亡人である至尊なるソフィア王女殿下およびその自然血族たる直系卑属を帰化させるための法律案を今会期の国会に提出するための法律	Pickering.Vol.11. p.117. ----- Tomlins.Vol.3. p.682.
[8-2]	1705	4 Anne,c.4. (4 & 5 Anne,c.4.)	ハノウヴァ選帝侯兼公爵未亡人である至尊なるソフィア王女殿下およびその自然血族たる直系卑属を帰化させるための法律	Pickering.Vol.11. pp.120-121. ----- Tomlins.Vol.3. p.683.
[9]	1707	6 Anne,c.37.	アメリカへの貿易を奨励するための法律	Pickering.Vol.11. pp.433-443. ----- Tomlins.Vol.3. pp.799-803.
[10]	1708	7 Anne,c.5.	外国人である新教徒を帰化させるための法律	Pickering.Vol.11. pp.444-445. ----- Tomlins.Vol.4. p.2.
[11]	1710	9 Anne,c.21.	欠損金を補い、国債を弁済するため、および南海への貿易を経営する会社を創設するため、および漁業を振興するため、およびスペイン臣民との間の未加工鉄の取引の自由のため、そして船員の登録のための諸法律を廃止する法律	Pickering.Vol.12. pp.192-229. ----- Tomlins.Vol.4. pp.102-117.
[12]	1711	10 Anne,c.5.	外国人である新教徒を帰化させるための法律との表題を付された、女王治世第七年の法律を(女王陛下の出生による臣民の子で、女王陛下の忠誠の外において出生した者に関する部分を除いて)廃止する法律	Pickering.Vol.12. p.282. ----- Tomlins.Vol.4. p.139.
[13]	1714	1 Geo.I,Stat.2,c.4.	王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律との表題を付された、ウィリアム三世治世第十二年に制定された法律について説明するための法律	Pickering.Vol.13. pp.141-142. ----- Tomlins.Vol.4. pp.258-259.

[14]	1718	5 Geo.I,c.27.	グレートブリテンにおける製造業の技術者を唆して外国へ連れ出すことから生じる不都合を予防する法律	Pickering.Vol.14. pp.116-118. ----- Tomlins.Vol.4. pp.444-445.
[15]	1731	4 Geo.II,c.21.	故アン女王陛下治世第七年に制定された、外国人である新教徒を帰化させるための法律中の、イングランドもしくはグレートブリテン国王の出生による臣民の子に関する一条項について説明するための法律	Pickering.Vol.16. pp.243-245. ----- Tomlins.Vol.5. pp.113-114.
[16-1]	1734	7 Geo.II,c.3.	オレンジ公殿下を帰化させるための法律案を今会期の国会に提出するための法律	Pickering.Vol.16. p.441. ----- Tomlins.Vol.5. p.177.
[16-2]	1734	7 Geo.II, c.4.	至尊なるオレンジおよびナサウ公、ウィリアム・チャールズ・ヘンリー・フリソ殿下を帰化させるための法律	Pickering.Vol.16. pp.441-442. ----- Tomlins.Vol.5. pp.177-178.
[17-1]	1736	9 Geo.II,c.24.	皇太子妃殿下を帰化させるための法律案を、今会期の国会に提出するための法律	Pickering.Vol.17. pp.31-32. ----- Tomlins.Vol.5. p.223.
[17-2]	1736	9 Geo.II,c.28.	皇太子妃殿下を帰化させるための法律	Pickering.Vol.17. pp.42-43. ----- Tomlins.Vol.5. p.226.
[18]	1740	13 Geo.II,c.3.	陛下の戦艦に服務し、商船、他の貿易船および私略船に乗船する海員および船員をよりよく補充するための法律	Pickering.Vol.17. pp.358-360. ----- Tomlins.Vol.5. pp.334-335.
[19]	1740	13 Geo.II,c.7.	外国人である新教徒およびその他条文中で述べられた者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための法律	Pickering.Vol.17. pp.370-373. ----- Tomlins.Vol.5. pp.340-341.
[20]	1747	20 Geo.II,c.44.	外国人である新教徒およびその他条文中で述べられた者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための法律との表題を付された、現国王陛下治世第十三年に制定された法律中の諸条項を、良心上の理由から宣誓をためらうその他の外国人新教徒にまで拡大する法律	Pickering.Vol.19. pp.143-146. ----- Tomlins.Vol.5. pp.581-583.

[21]	1749	22 Geo.II,c.45.	捕鯨のさらなる奨励, 拡大, およびそれに関して条文中で言及された諸法の継続のため, そして当該漁業のために艤装される船舶に, 条文中で言及された期間乗り組もうとする外国人新教徒を帰化させるための法律	Pickering Vol.19. pp.365-370. ----- Tomlins.Vol.5. p.651.
[22]	1752	25 Geo.II,c.39.	陛下の出生による臣民について, その父もしくは母が外国人であっても, 直系でも傍系でも, その被相続人の遺産を, 相続することを可能とする法律との表題を付された, 故ウィリアム三世陛下治世第十一および十二年に制定, 可決された法律に関して生じうる疑いを取り除くための法律	Pickering.Vol.20. pp.383-384. ----- Tomlins.Vol.6. pp.71-72.
[23]	1753	26 Geo.II,c.26.	ユダヤ教を信仰する者が議会によって帰化することを認めるとともに, 条文中で述べられたその他の目的について規定するための法律	Pickering.Vol.21. p.97. ----- Tomlins.Vol.6. pp.113-114.
[24]	1754	27 Geo.II,c.1.	ユダヤ教を信仰する者が議会によって帰化することを認めるとともに, 条文中で述べられたその他の目的について規定するための法律との表題を付された, 陛下治世第二十六年の法律を廃止する法律	Pickering.Vol.21. p.158-159. ----- Tomlins.Vol.6. p.132.
[25]	1756	29 Geo.II,c.5.	外国において将校もしくは工兵として服務したことの一定の数の外国人である新教徒に対して, アメリカにおいてのみ, 一定の制限と条件のもとで, 将校もしくは工兵として行動し, 位するための任命書を陛下が賦与することを可能とする法律	Pickering.Vol.21. pp.330-331. ----- Tomlins.Vol.6. pp.167-168.
[26]	1761.	2 Geo.III,c.25.	条文中で述べられた期間, 陛下の王立アメリカ連隊の将校もしくは兵士として, またはアメリカにおいて工兵として服務した, もしくは服務しようとする外国人である新教徒を帰化させるための法律	Pickering.Vol.25. pp.162-163. ----- Tomlins.Vol.6. pp.485-486.
[27-1]	1764 (1763)	4 Geo.III,c.4.	ブラウンシュヴァイク・リューネブルク公殿下を帰化させるための法律案を今会期の国会に提出するための法律	Pickering.Vol.26. pp.9-10. ----- Tomlins.Vol.6. pp.538-539.
[27-2]	1764 (1763)	4 Geo.III,c.5.	ブラウンシュヴァイク・リューネブルク公チャールズ・ウィリアム・フェルディナンド殿下を帰化させるための法律	Pickering.Vol.26. p.10. ----- Tomlins.Vol.6. p.539.

[28]	1773	13 Geo.III,c.21.	故アン女王陛下治世第七年に制定された、外国人である新教徒を帰化させるための法律中の、イングランドもしくはグレートブリテン国王の出生による臣民の子に関する一条項について説明するための法律との表題を付された、故ジョージ二世国王陛下治世第四年に制定された法律中の諸規定を当該子の子にまで拡大する法律	Pickering.Vol.30. pp.28-29. ----- Tomlins.Vol.7. p.217-218.
[29]	1773	13 Geo.III,c.25.	第一に、外国人である新教徒およびその他の者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための、故国王陛下治世第十三年の法律、そして第二に、陛下の王立アメリカ連隊において将校もしくは兵士として、またはアメリカにおいて工兵として服務した、もしくは服務しようとする外国人である新教徒を帰化させるための法律との表題を付された、現国王陛下治世第二年の法律、二つの国会制定法について説明する法律	Pickering.Vol.30. pp.30-31. ----- Tomlins.Vol.7. p.218.
[30]	1774	14.Geo.III,c.84.	帰化法案によって生じうる一定の不都合を予防する法律	Pickering.Vol.30. pp.554-555. ----- Tomlins.Vol.7. pp.408-409.
[31]	1776	16 Geo.III,c.52.	グレートブリテンのなかでスコットランドと呼ばれる地域において、国王陛下の出生による臣民が、その父もしくは母が外国人であっても、直系であれ傍系であれ、その被相続人の財産を相続することができることを宣言する法律	Pickering.Vol.31. pp.287-289. ----- Tomlins.Vol.7. pp.492-493.
[32]	1780	20 Geo.III,c.20.	陛下の戦艦に服務し、商船および他の貿易船に乗り組む海員および船員のより良い補充のための法律	Pickering.Vol.33. pp.37-39. ----- Tomlins.Vol.8. p.11.
[33]	1818	58 Geo.III,c.97.	一定の場合を除いて、外国人が帰化することを、一八一九年三月二十五日まで防止するための法律	Pickering.Vol.58. pp.388-389. ----- Raithby.Vol.7. p.579.
[34]	1819	59 Geo.III,c.8.	前会期の、一定の場合を除いて、外国人が帰化することを防止するための法律を、一八二〇年三月二十五日まで継続するための法律	Pickering.Vol.59. p.19. ----- Raithby.Vol.7. p.654.

[35]	1820	1 Geo.IV,c.18.	前国王陛下治世第五十八年の、一定の場合を除いて、外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることを防止するための法律を、一八二十二年三月二十五日まで継続するための法律	Pickering.Vol.60. pp.96-97 ----- Raithby.Vol.8. pp.50-51.
[36]	1822	3 Geo.IV,c.15.	前国王陛下治世第五十八年の、一定の場合を除いて、外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることを防止するための法律を、一八二十三年三月二十五日まで継続するための法律	Pickering.Vol.62. p.42. ----- Raithby.Vol.8. p.624.
[37]	1825	6 Geo.IV,c.67.	ジェームズ一世陛下治世第七年に制定され、帰化する者、もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、まず聖餐式を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓をおこなうべきことを定める法律との表題を付された法律を改正し、修正する法律	Pickering.Vol.65. p.316. ----- Raithby.Vol.10. Part.1. p.165.
[38-1]	1840	3 & 4 Vict,c.1.	ザックス・コーブルグ・ゴータのアルバート公殿下を帰化させるための法律案を国会に提出するための法律	Pickering.Vol.80. pp.1-2. ----- Raithby.Vol.15. p.319.
[38-2]	1840	3 & 4 Vict,c.2.	ザックス・コーブルグ・ゴータのアルバート公殿下の帰化のための法律	Pickering.Vol.80. p.2. ----- Raithby.Vol.15. pp.319-320.